

長野市自立支援教育訓練 給付金事業(母子家庭・父子家庭)

R8.8～

1 目 的

母子家庭又は父子家庭の経済的自立を促進するため、母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんの主体的な能力開発の取組みを支援します。

2 内 容

本市があらかじめ指定した、就業に結びつく特定の講座を受講した際に、本人が支払った受講料等の一部を支給します。

3 対 象 者

市内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の①～④全てを満たす人

- ① 20 歳未満の児童を扶養している。
- ② 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている。
- ③ 過去に当該訓練給付金を受給していない
(講座指定を受けても最終的に受給していなければ、受給実績はなしとして扱います。)
- ③ 事前相談で適職に就くために必要性が認められる。

4 対象講座及び給付金額

- ① 雇用保険の一般教育訓練の対象講座（介護職員初任者研修、医療事務等）
 - ・受講料の6割※¹【上限 20 万円】

※¹ ハローワークの支給要件を満たしていれば、6割のうち2割をハローワークが支給
- ② 雇用保険の専門実践教育訓練の対象講座（看護師、介護福祉士等）
 - ・受講料の6割※²【上限 160 万円（40 万円×修学年数）】
(准看護師養成講座から看護師養成講座を引き続き受講する場合は上限 200 万円)
 - ・上記に加えて受講料の2.5割※³を追加支給【上限 80 万円（20 万円×修学年数）】
(准看護師養成講座から看護師養成講座を引き続き受講する場合は上限 100 万円)

※² ハローワークの支給要件を満たしていれば、6割のうち5割をハローワークが支給／資格取得後にハローワークの条件を満たせば、ハローワークが7割を支給。
※³ 修了後に1年以内に資格取得し就職等した場合、受講料の25%（上限年間 20 万円）を追加支給。

*ただし、①②についてハローワークから給付金を受ける資格のある方は、その金額を差し引いた額を長野市から支給します。

5 手続き

① 講座指定申請

始めに、子育て給付課または福祉政策課篠ノ井分室で事前相談をしてから、講座指定申請の手続きをしてください。

【提出書類】

- ・長野市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

<裏面に続きます>

- ・ハローワークで発行される「教育訓練給付金支給要件回答書」
（雇用保険の被保険者でない場合は、ハローワークで発行される「雇用保険の受給に関する証明書」でも可）
- ・受講する講座の概要がわかるパンフレット・チラシ等の資料
- ・戸籍謄本（申請者本人と児童のもの。児童扶養手当受給者は不要）
- ・その他（子育て給付課から提出依頼があったもの（例）所得証明書、住民票）

② 支給申請

受講が修了しましたら、修了日から 30 日以内*に申請してください。

※ハローワークの支給要件を満たしている場合は、ハローワークの支給額確定後 30 日以内

【提出書類】

- ・長野市自立支援教育訓練給付金支給申請書
※ご本人名義の口座番号等が分かるものをご持参ください。
- ・受講対象講座指定通知書（市が発行するもの）
- ・教育訓練修了証明書（養成機関の長が証明したもの）
- ・領収書（受講者が支払った訓練経費に対し養成機関の長が発行するもの）
- ・ハローワークで発行される「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
（講座指定時にハローワークの支給要件を満たしていた人、講座指定後にハローワークの支給要件を満たすことができるようになった人は必要）
- ・戸籍謄本（申請者本人と児童のもの。児童扶養手当受給者は不要）
- ・その他（子育て給付課から提出依頼があったもの（例）所得証明書、住民票）

③ 追加支給申請

受講を修了後、1 年以内に資格取得し就職等をしましたら、就職後 30 日以内*に申請してください。また、支給申請書には就業先からの証明が必要です。

※ハローワークの支給要件を満たしている場合は、ハローワークの支給額確定後 30 日以内

【提出書類】

- ・長野市自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）
- ・当該訓練により資格を取得したことを証明する書類（資格証書、資格証等）
- ・領収書（受講者が支払った訓練経費に対し養成機関の長が発行するもの）
- ・ハローワークで発行される「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
（講座指定時にハローワークの支給要件を満たしていた人、講座指定後にハローワークの支給要件を満たすことができるようになった人は必要）

6 支給方法

支給申請後に支給要件を審査した上で、ご指定の口座に振り込みます。

7 その他

- ・受講料の 6 割相当額が 1 万 2 千円を超えない場合は、支給できません。
- ・受講料は、入学料と授業料のみが対象です。

<お問い合わせ先>

長野市子育て給付課
電話 224-5031

長野市篠ノ井支所福祉政策課分室
電話 292-2593